

防災部会に係る基礎的事項の変更の件（運営委員会決定）

令和元年 5 月 28 日

運営委員会

1. 決定事項

検討部会運営規程第 3 条の 2 に基づき、防災部会に係る検討部会の基礎的事項（第 3 条第 1 項各号に掲げる事項）を変更すること。

【変更する基礎的事項】

(1) 検討部会の名称

廃炉・レジリエンス部会（現・防災部会の名称を変更）

(2) 設置の目的及び理由

防災部会は、平成 30 年度までの 3 年間の活動により、福島ロボットテストフィールドを活用した防災教育・訓練の実現に向けて一定の成果を得ることができた。

その一方で、福島イノベーション・コースト構想はハードからソフト重視に転換してきており、防災分野においても、これまでのハード中心の検討から、「防災・減災」及び「廃炉・環境修復」など、多岐にわたる分野に検討対象を広げる必要が生じている。

このような環境の変化に対応するため、当該検討部会における検討内容を見直し、廃炉・レジリエンス分野における多様な調査、研究、人材育成及びインキュベーションを行うことを目的として、活動内容を再構築するものである。

(3) 検討すべき事項及び活動内容の大綱

- 当面は廃炉・レジリエンス分野のうち、おもに「防災・減災」及び「廃炉・環境修復」を軸とした「知の集積」に着手することとし、将来は福島浜通り地域において、廃炉・レジリエンス分野における新たな事業創出を支援することを目指す。
- 活動への参加者として、現・防災部会の既存の部会員のほか、民間企業、大学及び研究機関を想定している。
- 具体的な活動イメージは参考資料のとおり。

(4) 一事業年度において予想される収支の金額

約 1 百万円（直接経費のみ。現・防災部会の収支実績に基づく想定値。）

(5) 存続期間

自 令和元年 5 月 28 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

以上